

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 30 年 4 月 26 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信マーケットシティ河渡
所在地 新潟市東区河渡庚 135-1 外
設置者 株式会社原信 代表取締役 原 和彦 ほか 6 者

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

・廃棄物等保管施設の位置

【変更前】届出書（図 4）参照

位置 廃棄物等保管施設No. (配置図上のNo.)
廃棄物等保管施設 1（建物 1 内北側）
廃棄物等保管施設 2（建物 1 内北側）
廃棄物等保管施設 3（建物 2 内南側）
廃棄物等保管施設 4（建物 3 内北側）
廃棄物等保管施設 5（建物 4 内北側）
廃棄物等保管施設 6（建物 5 内北側）
廃棄物等保管施設 7（建物 6 内南側）
廃棄物等保管施設 8（建物 7 内東側）
廃棄物等保管施設 9（建物 7 内東側）
<u>廃棄物等保管施設 10（建物 8 内南側）</u>
廃棄物等保管施設 11（建物 9 内西側）
廃棄物等保管施設 12（建物 10 内南側）
廃棄物等保管施設 13（建物 11 内東側）

【変更後】届出書（図 3）参照

位置 廃棄物等保管施設No. (配置図上のNo.)
廃棄物等保管施設 1（建物 1 内北側）
廃棄物等保管施設 2（建物 1 内北側）
廃棄物等保管施設 3（建物 2 内南側）
廃棄物等保管施設 4（建物 3 内北側）
廃棄物等保管施設 5（建物 4 内北側）
廃棄物等保管施設 6（建物 5 内北側）
廃棄物等保管施設 7（建物 6 内南側）
廃棄物等保管施設 8（建物 7 内東側）
廃棄物等保管施設 9（建物 7 内東側）
<u>廃棄物等保管施設 10（建物 7 内南側）</u>
廃棄物等保管施設 11（建物 9 内西側）
廃棄物等保管施設 12（建物 10 内南側）
廃棄物等保管施設 13（建物 11 内東側）

- ※ 廃棄物等保管施設の容量には変更なし。
- ※ 建物 8 は建物 7 の改築計画に伴い欠番となる。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	<u>午前 10 時 00 分</u>	午後 9 時 00 分
青山商事株式会社	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ハードオフコーポレーション	午前 10 時 00 分	<u>午後 8 時 00 分</u>
株式会社大創産業	<u>午前 10 時 00 分</u>	<u>午後 8 時 00 分</u>
株式会社ワシントン靴店	午前 10 時 00 分	午後 8 時 30 分
株式会社トップカルチャー	<u>午前 10 時 00 分</u>	翌午前 0 時 00 分
株式会社原信	24 時間	
株式会社星光堂薬局	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社やまや	午前 10 時 00 分	翌午前 0 時 00 分
株式会社メガネセンター	午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分

【変更後】

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	<u>午前 9 時 00 分</u>	午後 9 時 00 分
青山商事株式会社	午前 10 時 00 分	午後 8 時 00 分
株式会社ハードオフコーポレーション	午前 10 時 00 分	<u>午後 9 時 00 分</u>
株式会社大創産業	<u>午前 9 時 00 分</u>	<u>午後 9 時 00 分</u>
株式会社ワシントン靴店	午前 10 時 00 分	午後 8 時 30 分
株式会社トップカルチャー	<u>午前 9 時 00 分</u>	翌午前 0 時 00 分
株式会社原信	24 時間	
株式会社星光堂薬局	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分
株式会社やまや	午前 10 時 00 分	翌午前 0 時 00 分
株式会社メガネセンター	午前 10 時 00 分	午後 7 時 00 分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

駐車場No. (配置図上のNo.)	出入口の数	出入口の位置 (配置図上のNo.)
駐車場 1	3 箇所	出入口 1 : 駐車場 1 東側 (市道紫竹河渡線側)
		出入口 2 : 駐車場 1 東側 (市道紫竹河渡線側)
		出入口 3 : 駐車場 1 西側 (市道河渡線 2 号側)
合計	3 箇所	

【変更後】

駐車場No. (配置図上のNo.)	出入口の数	出入口の位置 (配置図上のNo.)
駐車場 1	<u>5箇所</u>	出入口 1 : 駐車場 1 東側 (市道紫竹河渡線側)
		出入口 2 : 駐車場 1 東側 (市道紫竹河渡線側)
		出入口 3 : 駐車場 1 西側 (市道河渡線 2 号側)
		<u>出入口 4 : 駐車場 1 西側 (市道河渡線 2 号側)</u>
		<u>出入口 5 : 駐車場 1 西側 (市道河渡線 2 号側)</u>
合計	<u>5箇所</u>	

3 変更する年月日

- ・上記 2 の (1) : 平成 30 年 11 月 20 日
(ただし, 軽微な変更が認められた場合はその日以降)
- ・上記 2 の (2) : 平成 30 年 3 月 20 日

4 変更しようとする理由

建物 7 の改築計画に伴い廃棄物等保管施設の一部の位置を変更するとともに、来客者の要望に応えるために駐車場出入口の数と位置及び小売業を行う者の営業時間を変更するため。

5 届出年月日

平成 30 年 3 月 19 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区地域課

7 縦覧期間

平成 30 年 4 月 26 日から平成 30 年 8 月 26 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp